

5. 組織

(1) 当センターの構成員

正会員	民法上の社員で、社員総会の議決権を持つ者で、①当センターの養成講座中級の課程を修了した者のうち、当センターの目的に賛同して入会した個人と、②弁護士、医師、臨床心理士、大学教授等で当センターへの入会を希望する者によって構成される。
賛助会員	当センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(2) 役員

理事長、副理事長、理事（理事長、副理事長を含む10名以内）
監事（2名以内）

(3) 事務局

事務局には、事務局長の下に、支援室と総務室の2室が置かれている。

6. 関係機関

	関係機関
茨城県被害者支援連絡協議会	茨城県、茨城県警察、関係団体
県内各地区被害者支援連絡協議会	各市町村、関係団体
全国被害者支援ネットワーク	全国ネットワーク、各地の被害者支援センター
連携支援協定	茨城県、茨城県警察
性暴力被害者サポートネットワーク茨城	茨城県産婦人科医会、(一社)茨城県医師会、茨城県警察

7. 財政基盤

(1) 当センターの財政は次の方々に支えられています。

会員会費	正会員会費、賛助会員会費
補助金等	茨城県補助金、県内市町村負担金等、団体助成金、委託金等
寄附金	団体寄附金、個人寄附金、自動販売機寄附金、募金箱寄附金
その他	養成講座受講料、利子など

8. 支援の料金

支援は全て無料としております。

9. センターへの財政的支援のお願い

(1) 賛助会員としてのご協力をお願いしております。

年会費	個人	一口	3,000円
	法人	一口	10,000円

(2) 寄附金は随時お受け致しております。

当センターの賛助会費および寄附金につきましては、税制優遇措置が適用されます。

(3) 寄附金付自動販売機の設置をお願いしております。

企業や法人の社会貢献の一環として、自動販売機の設置をお願いします。

自動販売機には当センターや犯罪被害者支援に関するポスターを貼り、当センターの広報にご協力いただくとともに、設置手数料の一部を当センターへの寄附とさせていただきます。

(4) 募金箱の設置をお願いしております。

当センターへの寄附を目的とした募金箱を設置していただきますようお願いしております。

自動販売機、募金箱を設置していただける時は、是非事務局までご連絡をお願いします。

公益社団法人 いばらき被害者支援センター 事業のご案内

わたしたちは
犯罪の被害にあわれた方を
支援します

茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 いばらき被害者支援センター

事務局 / 〒310-0802

茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎6階

TEL 029-232-2738 FAX 029-232-3100

ホームページ <http://www.ivac.or.jp>

はじめに

社会から犯罪を無くすためにさまざまな活動が行われています。それにもかかわらず、犯罪は発生し、被害が発生しています。犯罪の被害を受けた本人のみならず、その遺族や家族の方々も、精神的、身体的、経済的に大きな影響を受けます。

このような被害から回復し、再び平穏な生活を取り戻すためには、本人の努力には限りがあります。そこで周りからの支援や援助が必要となります。

この点について、平成17年に施行された犯罪被害者等基本法では、犯罪の被害者、その遺族や家族の方々に対する支援は、国や地方公共団体の責務であると定めると同時に、国民も被害者支援の重要性を認識し、犯罪被害者支援に協力すべきであるとしています。

私たちは、この犯罪被害者等基本法の理念に則り、「犯罪被害者等早期援助団体」(注1)として、民間団体の立場で、犯罪被害者やその遺族や家族の方々に支援を行っております。

また、魂の殺人と言われる性暴力被害者に対しては、「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」(注2)の一員として支援を行っております。皆様方におかれましては、犯罪被害者支援の意義をご理解いただくとともに、私たちの活動をご理解いただき、私たちの活動に対してご支援いただければ、大変ありがたいと思います。

(注1) 犯罪被害者等早期援助団体

「犯罪被害者等早期援助団体」とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」第23条に基づき、犯罪被害者を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人のうち公安委員会が指定した団体をいいます。

(注2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城

茨城県産婦人科医会、(一社)茨城県医師会、茨城県警察と当センターで「性暴力等被害者支援に関する協定書」を交わし開設した相談センターを中心とする連携型ワンストップセンター(事務局は当センター)

1. 目的

本センターは、犯罪、事故、災害等の被害者並びにその家族及び遺族(以下「被害者等」という。)に対して精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的としています。

2. 沿革

- 1995 (平成7年) 前身である「水戸被害者援助センター」を設立する
- 2001 (平成13年) 名称を「社団法人いばらき被害者支援センター」に変更すると同時に法人化する
- 2002 (平成14年) 「犯罪被害者等早期援助団体」(注1)の指定を受ける
- 2011 (平成23年) 「公益社団法人移行」の認定を受ける
- 2015 (平成27年) 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」相談電話開設

3. 事業内容

(1) 支援の対象

- ・茨城県内に在住する犯罪等の被害者等
- ・茨城県内で発生した犯罪の被害者等
- ・なお、「直接的支援」(後述)については、殺人、強盗殺人、強盗致死傷、暴行、傷害、傷害致死、性犯罪、危険運転致死傷など、故意による身体犯被害者等を主たる対象にしています。

(2) 支援事業

事業	項目	主な内容
相談事業	電話相談	専門家や専門的な訓練を受けた支援員が対応しています。
	面接相談	電話相談後、必要に応じて面接相談を行います。
直接的支援	専門家や専門的な訓練を受けた支援員が被害者等に直接お会いし、物品の供与又は貸与、役務の提供等を行います。	
	自宅訪問	外出することが難しい場合、ご自宅に伺いご相談を受けます。
	病院への付添	治療、検査などの際に付き添います。
	市役所・役場などへの付添	届け出、相談などの際に付き添います。
	警察や検察庁への付添	事情聴取などの際に付き添います。
	裁判に関する支援	裁判についての説明、情報提供 傍聴席確保、裁判当日の内容説明 要望により傍聴メモの提供 その他必要な支援
自助グループ支援	当センターが支援した遺族の自助グループ「よつばのクローバー」へ交流場所を提供しています。	
他機関との連携支援	公益社団法人全国被害者支援ネットワーク(以下「全国ネットワーク」という。)の会員組織として、これに加盟している全国の支援センターとの連携を図り、支援を充実させています。	
	茨城県、茨城県警察および当センターの3者間で「犯罪被害者等に対する連携支援の実施に関する協定書」を取り交わし、迅速かつ適切な支援を行っています。	
	犯罪被害者等早期援助団体として、茨城県警察との密接な連携による支援を行っています。	
	茨城県被害者支援連絡協議会及び各地区連絡協議会に参加し、市町村の相談窓口、各警察署との連携を図っております。	
	「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」の一員として性暴力被害者を支援しております。	

(3) 申請補助

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づき、犯罪被害者等給付金の申請をする被害者等のお手伝いをします。

(4) 広報、啓発事業

被害者支援の重要性について、キャンペーン、講演会「被害者の声を聴く」などを通し県民に広報啓発活動をするると同時に、当センターの活動等についての広報活動も行っています。

(5) 支援活動員等の養成研修事業

項目	主な内容
支援活動員の養成	養成講座(初・中・上級編)を開講し、被害者支援活動員を養成しています。
支援活動員の継続研修	認定された支援活動員に対し、継続研修を行っています。
「全国ネットワーク」等主催の研修	全国研修、関東甲信越地区質の向上研修等に参加し、支援員の資質向上を図っています。

4. 当センターの行う支援活動への経路

(1) 電話相談を通じて

当センターに電話相談があった場合、継続した支援が必要と思われるケースについては、本人の意思を確認した後に直接的支援を行う。

(2) 警察を通じて

当センターは、犯罪被害者等早期援助団体に指定されていることから、警察から当センターに対し被害者等の同意を得た上で情報提供があった場合に要望に応じた支援を行う。

(3) 県、警察との連携支援会議構成機関を通じて

(4) 「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」の構成団体を通じて

(5) 他の関連機関を通じて